

モデル対策に関する論点について

- 論点① 米ではなく、麦、大豆でモデル事業を行うべき
- 論点② なぜ余っている米に所得補償するのか
- 論点③ なぜ、モデル事業で「米」を対象とするのか
- 論点④ モデル事業なので地域限定で行うべき
- 論点⑤ 構造改革に資するものとすべき
- 論点⑥ なぜサラリーマン農家に所得補償するのか
- 論点⑦ 農家負担や地方負担を導入すべき

平成 2 1 年 1 2 月

農林水産省

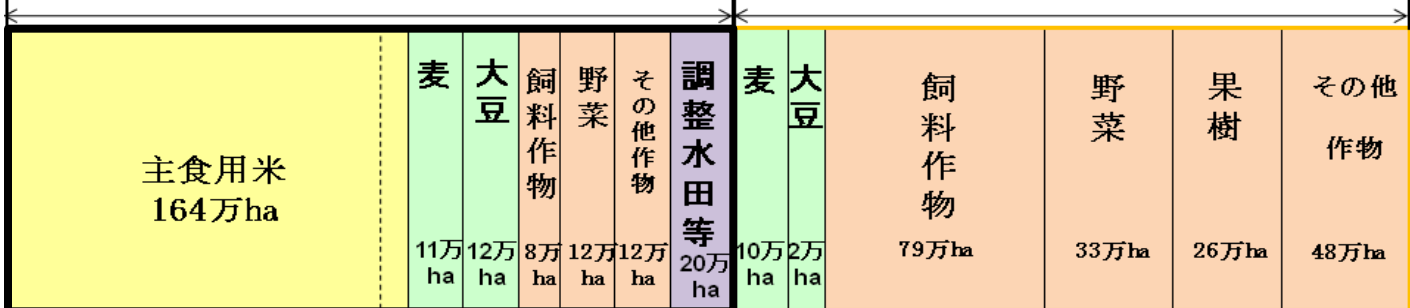
論点①

自給率をアップさせるためには、米ではなく、麦、大豆でモデル事業を行うべき

稲作農家は米だけではなく、麦や大豆などの転作作物を水田に作付（米は全国平均で約4割の転作）。一方、畑にも麦、大豆が作付けられているが、畑は作付拡大の余地があまりない。

H19 水田239万ha

畑199万ha



裏作麦約5万ha

水田をターゲットに、麦、大豆、飼料用・米粉用米の作付の拡大を図ることが自給率向上のカギ。

- ①米の需給調整を効率的に進めつつ
- ②麦について二毛作を飛躍的に拡大
- ③水田作の麦・大豆の単収を向上
- ④不作付水田で飼料用・米粉用米の生産を定着

自給率向上の要は、麦、大豆とセットで米に支援を行い、「水田農業の担い手」の経営安定を通じて、水田を生き活きと活用して転作作物の増産を図ること

論点②

なぜ余っている米に所得補償するのか

生産数量目標に従って米の作付を行う農家に対して、その数量の範囲で支払う仕組み。

余っている米には支払われない

稲作の担い手の所得も10年間で4割以上減少 → 稲作農家の経営継続が困難になりつつある。

担い手層の所得の推移(稲作3ha以上)

	平成9年	平成14年	平成19年	増減率(%) (9-19)
米価(農家手取り)	15,717	14,171	12,075	▲23.2%
経営費	8,483	8,016	7,822	▲7.8%
所得(米価-経営費)	7,234	6,155	4,253	▲41.2%

注:米価(農家手取り)は、それぞれの年産のコメ価格センターの平均価格から、相対価格との差額1000円と流通コスト2000円を引いたもの。

定額部分の助成を行うことにより、担い手の経営安定を図り、将来の構造改革を誘引する

担い手の高齢化の状況を踏まえれば、5~10年後には、担い手が急激に減少。その時になって対策を講じても間に合わない。

なぜ、モデル事業で「米」を対象とするのか

23年度からは、本格実施することが前提

その中で、

- ①価格やコストのデータがある、
- ②コスト割れが恒常的、
- ③コスト割れを補う支援がない

といった条件を満たすのは、「米」のみ



米でスムーズに実施できれば、
他の品目の追加への道が開ける

生産コストのデータがない品目: そば、なたね、水産など
コスト割れを補う支援策のある品目: 麦・大豆等の畑作物目、
加工原料乳、肉用牛など

モデル事業なので地域限定で行うべき

米は、

- ① 全国の農家が、需給調整に取り組んでおり、
- ② 各地で、生産コストや販売価格が異なる。



特定の地域だけでは、制度が適切に機能するかを検証できない。



全国を対象とすることが必要

仮に地域限定でモデル事業を行うと・・・

- ① 交付金を受け取れる農家と、受け取れない農家の間で、**不公平**が生じる。
- ② これにより、需給調整が緩めば、**別の財政支出**を強いられる。
- ③ 地域別の単価にすべきとの声が高まり、**全国一律単価の導入が不可能**になる。

構造改革に資するものとすべき

全国一律の単価

- ①規模拡大やコスト削減の努力をした農家や、
- ②販売価格を高める努力を行った地域ほど、
所得が増える仕組み



構造改革のインセンティブが働く



**一定水準まで所得を補償する
「岩盤」の導入**

- ① 担い手にとって、収入額の見通しが立つようになることで、規模拡大に取り組める環境ができる。
- ② サラリーマン農家の中からも、意欲を持って水田農業に取り組む者が出現することが期待できる。

なぜサラリーマン農家に 所得補償するのか

米の生産の大宗は、主業農家以外(サラリーマン農家と高齢農家)が担う状況

米	主業農家 38%	準主業農家 24%	副業的農家 38%
野菜	82%		8% 9%
酪農	95%		2 3

※準主業農家: 農外所得が主で、年間60日以上農業に従事する65歳未満の者がいる農家
 ※副業的農家: 年間60日以上農業に従事する65歳未満の者がいない農家

農業を主とする担い手のいない水田集落が全体の過半を占める

北海道14%、東北23%、関東42%、北陸47%、
東海67%、近畿63%、中国四国68%、九州57%



- 1 サラリーマン農家も、食料供給と多面的機能の維持に貢献。
- 2 担い手を一気に出現させるのは無理。サラリーマン農家を後押しして、担い手を育てていくのが現実的。
- 3 サラリーマン農家を需給調整に取り込む必要。

農家負担や地方負担を導入すべき

<農家負担>

モデル事業は、

- ① 自給率向上のための国家的な取組
- ② コスト割れを補償する措置

〔コストのうち家族労働費は8割を算入し、残り2割分は農家の自助努力を期待。〕



農家の負担を求めることは適当でない。

<地方負担>

モデル事業は、

- ① 自給率向上のための国家的な取組
- ② 国から直接、農業者に支払う方式



地方負担を求める理由が乏しい。

さらには、地方財政も苦しい中で、地方の理解を到底得られない。